

よくある質問(追加Q&A)

メイン カテゴリー	サブ カテゴリー	キーワード	Q	A
1. 事業内容	補助額	補助率方式 単価積上方式 補助額 申請手続き	交付申請後に、補助額の算定方式を単価積上方式から補助率方式に変更することは可能か？	交付申請書を提出した後、補助額の算定方式を変更することは、原則認められません。 やむを得ない事情により算定方式を変更する必要がある場合には、その旨を支援室にメール等の書面で報告した上で、補助率方式用の交付申請書類一式を作成し、改めて交付申請してください。 なお、補助率方式から単価積上方式に変更する場合も同様です。